

二名は何等懲罰の理由なしとて給與金を受けず、且つ從業員中には總同盟系に屬する粕屋労働及び愛友會員約七十名あり直ちに總同盟九州聯合會の應援を求め三月四日遂に會社側に對し次の如く解雇手當の増額其他に付要求をなすに至つたのである。

十、要求事項

- 1、老人職工以外の解雇者を復職せられたし
- 2、夫の解雇者を復職せしめ妻を解雇せられたし
- 3、老朽解雇者に對し解職手當を増額（一人宛二月分）支給せられたし
- 4、後日職工採用の場合は解雇者家族に入社優先權を與へられたし
- 5、病氣の故を以て解雇せられたる者は全快次第採用せられたし

十一、爭議の経過

三月二日解雇發表後粕屋労働組合長久保時造を中心对策協議の結果、從業員大會を開催し全從業員の名を以つて解雇手當の増額を要求することとなり、翌三日夜西戸崎青年集會所に緊急從業員大會を開催前項の要求事項を決定し從業員八十二名の署名をなして三月四日會社當局に要求したるも、第四項を除き全部拒絕されて交渉決裂するに至つた。依つて交渉經過を報告すべく同日夜第二回從業員大會を開催し會社當局の不誠意を攻撃し全從業員の結束を固め、翌五日朝爭議團事務所を設け友誼團体の來援を求めて氣勢を上げ、更に六日第三回從業員大會を開催して

會社に誠意なき限り總同盟九聯本部の指揮に依り總罷業を決行すること

を多數を以つて可決するに至つたのである。